

平成25年6月25日

簡易株式交換公告

株主各位

大阪市城東区今福東一丁目4番12号
株式会社イトーキ
代表取締役社長 松井 正

当社は、平成25年6月24日開催の取締役会において、平成25年8月9日を効力発生日として、伊藤喜オールスチール株式会社（住所 千葉県野田市尾崎 2288 番地）を当社の完全子会社とする株式交換を行なうことを決議いたしましたので公告いたします。

この株式交換は、会社法第796条第3項に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

また、会社法第797条第1項に基づき、株式買取請求権を行使される株主様は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

以上